

平成30年度 定期監査結果に基づく措置状況等の報告

1. 監査の種類 地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査
2. 監査対象年度 平成30年度4月から8月まで
3. 監査結果報告 平成30年11月8日

所属等	定期監査結果	措置状況
伊賀南部環境衛生組合	効率的な人員配置や業務分担を進める中、職員同士が協力し合うことにより、さらなる経費削減に繋がる方策を検討されたい。	構成市の定員管理方針等に基づき、民間活力の活用や、再任用職員・臨時職員の適切な人員配置、業務分担を実施して効率的な業務遂行に努めています。
伊賀南部環境衛生組合	工事・修繕、委託については、競争入札による契約を基本とし、安易な随意契約は慎まれたい。	競争入札に付することを前提とした設計・積算を行い、できる限り入札に付することで随意契約に頼らないように努めています。
伊賀南部環境衛生組合	平成28年8月のクリーンセンター不燃ごみピットの火災後から実施している不燃ごみ全量展開検査については、早期に検証を行い、その費用対効果を考慮し様々な手法を検討されたい。	これまでの火災事故等の教訓から不燃ごみの全量展開検査を実施し、事故等の予防に努めていましたが、本年度、再び火災事故が発生したことにより、不燃ごみの展開検査を継続し、慎重に検査を行うとともに、火災に強い構造を持った施設に改善を図るなどの検討を行っていきます。
伊賀南部環境衛生組合	し尿処理場の施設運転管理を業者に委託しており、職員の現場訪問は業者との打合せ時が主ということであるが、定期的に現場を訪問し業務の点検を行い、安全な運転管理に努められたい。	月1回の定期的な打ち合わせや修繕時の打合せのほか、薦原地区へ出向く際にも可能な限り訪問し、運転状況の確認を行っていきます。